

お知らせ

令和 2 年 4 月 2 3 日

(一財) 福島県自動車会議所

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、政府より出勤者 7 割削減を実現するための要請や在宅勤務（テレワーク）等の更なる推進の依頼が行われており、これらの要請等に対応するため、自動車ナンバープレートメーカーは製作体制を縮小せざるを得ない状況となっております

このことから、希望番号等（再交付、交換含む）の交付可能になるまでの期間を当面の間、下記のとおり変更いたしますので、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 実施日 令和 2 年 5 月 1 日（金）から当面の間

2. 変更内容

登録自動車

・ペイント式	4 営業日	→	8 営業日
・字光式	4 営業日	→	10 営業日
・図柄入り	10 営業日	→	15 営業日

軽自動車

・ペイント式	4 営業日	→	8 営業日
・字光式	5 営業日	→	10 営業日
・図柄入り	10 営業日	→	15 営業日